

## ● 指定外来動植物の指定状況（2022年2月1日現在）

番号	分類	指定外来動植物の種類	条例に基づく規制										
			飼養等の方法	取扱いを規制する地域	収容する施設の種類の種類 (適合飼養等施設)								
					おり型施設等	擁壁式施設等	移動用施設	水槽型施設等	人工池沼型施設等	網いけす型施設	屋内栽培施設	ほ場型施設	
1	哺乳類	イノシシ (リュウキュウイノシシを除く)	動植物の種類別に定められた方法での飼養等が必要	西之表市、奄美市、鹿児島郡、熊毛郡及び大島郡の区域	●	●	●						
2	哺乳類	キュウシュウジカ		西之表市（同市馬毛島の区域を除く。）、奄美市、鹿児島郡、熊毛郡及び大島郡の区域	●	●	●						
3	哺乳類	ニホンイタチ		西之表市、奄美市、鹿児島郡、熊毛郡及び大島郡の区域	●	●	●						
4	哺乳類	ホンドタヌキ		西之表市、奄美市、鹿児島郡、熊毛郡及び大島郡の区域	●	●	●						
5	鳥類	インドクジャク		県内全域	●	●	●						
6	爬虫類	オキナワキノボリトカゲ		県内の区域のうち、奄美市及び大島郡を除く区域	●		●	●					
7	爬虫類	ニホンスッポン		西之表市、奄美市、鹿児島郡、熊毛郡及び大島郡の区域			●	●	●	●			
8	爬虫類	ミシシippiaアカミミガメ		県内全域			●	●	●	●			
9	両生類	アフリカツメガエル		県内全域			●	●					
10	汽水・淡水産魚類	カムルチー（雷魚）		県内全域			●	●	●	●			
11	汽水・淡水産魚類	グリーンソードテール		県内全域			●	●	●	●			
12	汽水・淡水産魚類	コイ		西之表市、奄美市、鹿児島郡、熊毛郡及び大島郡の区域			●	●	●	●			
13	節足動物	アメリカザリガニ		県内全域			●	●	●	●			
14	陸産貝類・淡水汽水産貝類	タイワンシジミ種群		県内全域			●	●	●	●			
15	維管束植物	アメリカナシカズラ		県内全域			●					●	●
16	維管束植物	アメリカハマグルマ (ミツバハマグルマ)		県内全域			●					●	●
17	維管束植物	ホテアオイ (ウォーターヒヤシンス)		県内全域			●	●	●	●			
18	維管束植物	ボトス (オウゴンカズラ)		奄美市及び大島郡の区域			●					●	●
19	維管束植物	ムラサキカッコウアザミ (オオカッコウアザミ)		県内全域			●					●	●
20	維管束植物	メリケントキンソウ		県内全域			●					●	●
21	節足動物	ツヤオオズアリ		県内の区域のうち、奄美市及び大島郡を除く区域			●	●					
22	維管束植物	オオカナダモ		県内全域			●	●	●	●			